四国地方整備局告示第四十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年八月三十日

四国地方整備局長 北橋 建治

- 第1 起業者の名称 高知県
- 第2 事業の種類 一般国道441号改築工事(久保川拡幅・高知県四 万十市久保川字平口地内から同市久保川字ヒタキデン地内)
- 第3 起業地
 - 1 収用の部分 高知県四万十市久保川字平口、 字城ノ尾及び字ヒタキデン地内
 - 2 使用の部分 高知県四万十市久保川字平口及び字ヒタキデン 地内
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県四万十市久保川字ソガノカハ地内から同市久保川字ヒタキデン地内までの延長1,110mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道441号改築工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足する と判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道441号(以下「本路線」という。)は、道路法の一部を改正する法律(昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。)による改正前の道路法の規定に

よる一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令(昭和33年政令第164号)による指定を受けた一般国道ではないこと及び本件区間の存する区域が高知県であることから、高知県が本件区間の道路管理者となるので、高知県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足する と判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県大洲市を起点とし、同県西予市、高知県四万十市西土佐等を経由し、同市中村に至る延長110.9kmの路線で、愛媛県南予地域と高知県幡多地域を相互に結ぶ幹線として、産業、経済及び文化の発展に重要な役割を果たすとともに、高知県幡多地域の生活基盤を支えている重要な道路である。

また高知県における本路線は、日本最後の清流として全国的にも著名な一級河川四万十川(以下「四万十川」という。)及びその支川沿いに位置し、沈下橋などの観光地や遊覧船・キャンプ場・カヌー等の利用施設が多く存することから、観光道路として重要な路線であり、近年は県内外から四万十川観光に訪れる車両等も増加している状況にある。

しかしながら、このうち本件区間に係る現道(以下「現 道」という。)は、車道幅員が4.0m未満の狭小な部分が数多 くあり、曲線半径30m未満のカーブをはじめ屈折箇所も多い ことから、観光バスなど大型車等の交互通行に支障をきたし ているとともに、歩道等が設置されていない箇所も多く、通 学する生徒や地域住民をはじめとする歩行者等の安全性が脅 かされている。また、現道は異常気象時の道路通行規制 区間に指定されており、台風や前線の影響による降雨量が多い いうえ、冬季には降雪にも見舞われる当地域では、降雨を原 因とする冠水、崩壊災害や、崩壊対策工事及び積雪、凍結や 降雪によるチェーン規制など通行止めや通行規制が頻繁に行 われるなど、県内外からの観光客及び地元住民の車両や歩行 者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている状況にあり、 本路線の整備が急務となっている。

本件事業の完成により、歩道を備えた線形の良好な2車線 道路が整備されることから、安全で円滑な交通が確保される。 また、路側構造・法面が整備されることにより、崩壊災害や 崩壊対策工事による通行止めは解除され、計画道路高が現況 道路より最大で約5.0m高くなることから、冠水のおそれは小 さくなり、さらに線形不良の解消・日陰地の減少等により、 冬季のチェーン規制も緩和される道路となるため、当該地域 における所要時間の短縮、陸上輸送力の増強、車両走行経費 の削減及び安全性の確保が図られる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、 本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づ く環境影響評価の実施対象外の事業であり、主に民家等の少 ない山間部において施行されることから地域社会の生活環境 へ与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、 相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間は四万十川沿いを通過するため、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成13年高知県条例第4号)及び高知県四万十川流域環境配慮指針の対象地域に該当することから、自然環境への配慮が必要と判断された。 起業者において、植生調査が行われるとともに、本件事業ととり、川辺の一部が失われることから、環境及び景観へのまり、川辺の一部が失われることから、環境及び景観へのもまり、川辺の一部が失われる。 響を最小化するため、ヤナギ林の復元が行われている。植生調査により、本件区間内の土地に、高知県レッドデータブック(2000)上の絶滅危惧 I A 類であるヤナギイノコズチ及らにして3000)上の絶滅危惧 I A 類であるヤナギイノコズチ及らにと滅危惧 類であるトラノオスズカケが確認されたことから、足業者は、その保全対策として育苗・植え付けを実施するとにしており、保護のための適切な措置を講じているものといる。

また、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間に設置された通行規制区間における交通状況を改善し、安全で円滑な交通を確保することを主な

目的とし、道路構造令(昭和45年政令第320号)第3種第3級の規格に基づき、2車線の道路を現道拡幅及びバイパス方式で整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、申請案(現道拡幅及び一部山側バイパス案)のほか、バイパス及び一部現道拡幅案、現道拡幅及び一部川側バイパス案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、環境への影響が少ないこと、支障家屋がないこと、事業効果が早期に現れること、事業費が最も廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合 理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充

足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県四 万十市役所